

# 高山市 橋りょう維持管理個別施設計画（R7.11 更新）

## 1. 目的

市では、941橋（令和6年3月現在）の橋りょうを管理しており、5年に1度の定期点検の2巡目（平成31年度から令和5年度）が完了したことから、点検結果や利用状況を踏まえ、安全性の向上や維持管理費の軽減及び予算の平準化を図ることを目的に、「高山市橋りょう長寿命化修繕計画（Ⅱ期計画）後期計画」（令和6年度～令和10年度）（以後「長寿命化修繕計画」という。）の見直しを行った。（令和6年4月23日付）

本計画は平成31年度に策定した「高山市橋りょう維持管理個別施設計画」（令和4年度更新）を長寿命化修繕計画に基づき見直し、必要な修繕・更新等を効率的かつ効果的に実施するため、具体的な取り組みや目標値について方針を定めるものである。

## 2. 計画期間

計画期間は長寿命化修繕計画と同じ5年（令和6年度から令和10年度）とし、適宜、長寿命化修繕計画に合わせ更新や見直しを行うものとする。

## 3. 維持管理対象施設の状況（詳細は別表参照）

※2順目点検による施設の老朽化の状況

単位：橋

判定結果		15m 以上	2m 以上 15m 未満	計
I	健 全	133	338	471
II	予防保全段階	147	269	416
III	早期措置段階	32	17	49
IV	緊急措置段階	4	1	5
計		316	625	941

## 措置の着手状況

1 巡目点検結果に基づき、平成31年度から令和5年度の5年間で、判定Ⅲ23橋、判定Ⅳ2橋の長寿命化修繕、撤去を行った。また13橋の維持修繕を行った。

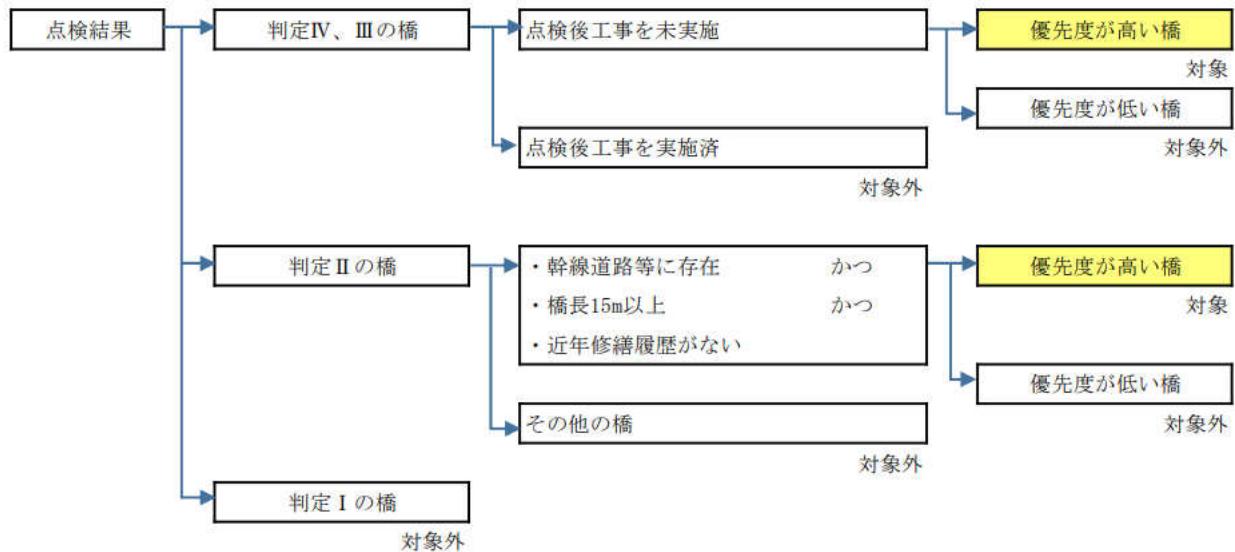
## 4. 長寿命化修繕の対象橋りょうの選定及び維持管理方針

長寿命化修繕の対象橋りょうについては、長寿命化修繕計画で決定した23橋とする。

### ●長寿命化修繕計画における長寿命化修繕の方針

- ・劣化が著しく進行した後の「対症療法」としての修繕ではなく、劣化の進行が比較的軽い段階での「予防保全」としての修繕を行うことを基本とする。
- ・一方で、劣化が著しく進行し、早期に措置が必要な橋りょうもあることから、利用状況（幹線道路、バス路線、迂回路の状況など）を踏まえてこれらの修繕を優先する。なお、今後の点検結果（令和6年度～令和10年度）などにより、早期に措置が必要となった場合は修繕工事を実施する場合がある。

・長寿命化修繕 対象橋りょう選定フロー



なお、主体構造物の修繕を伴わない補修や軽微な補修については、維持修繕として適宜実施するものとする。効率的かつ効果的に維持管理を行うために、以下のとおり修繕を区分する。

長寿命化修繕と維持修繕の区分

区分	内 容	例
長寿命化修繕 (建設課)	主体構造物（桁、床版及び下部構造など）の延命化を図るため計画的に行うもの。 (経年劣化箇所の健全性の向上を図るもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼桁の塗替え</li> <li>・広範囲にわたるひび割れ補修、断面修復</li> <li>・伸縮装置の取替え</li> <li>・橋面防水の実施</li> <li>・台座拡幅による落橋防止</li> <li>etc...</li> </ul>
維持修繕 (維持課)	主体構造物の修繕を伴わない補修。 長寿命化改良の対象とならないもの。 災害復旧など突発的な対応が必要なもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装の打替え、オーバレイ</li> <li>・防護柵の修繕（取替え）</li> <li>・木橋の床板（木材）の取替え</li> <li>・河床洗掘による下部工の補修</li> <li>etc...</li> </ul>

## 5. 新技術の活用方針及び費用の縮減に関する具体的な方針

- ・コスト縮減や維持管理の効率化を図るため、国土交通省「新技術情報提供システム（NETIS）」や「点検支援技術性能カタログ」を活用する等、最新のメンテナンス技術の積極的な活用を図

り長寿命化修繕や点検を行う。

- ・令和10年度までに、長寿命化修繕予定の23橋について新技術の活用の検討及び活用した修繕を進め、従来技術を活用した修繕と比較して約3,300万円のコスト縮減を目指す。
- ・点検については、岐阜県点検支援技術活用の手引きに基づき、橋長15m以上の全橋について新技術活用の是非の検討を行い、積極的に新技術採用によるコスト縮減に努める。  
橋長15m未満の橋りょうについては、職員による直営点検を行い、職員の技術力向上を図る。副次的な効果として、5年間で委託点検と比較して約3,900万円のコスト縮減が期待できる。

## 6. 橋りょうの集約・撤去方針及び費用縮減に関する具体的な方針

- ・周辺状況や利用状況を踏まえ、地元同意が得られ、将来的な維持管理費と比較してコスト縮減が図れる橋りょうについて集約・撤去を実施する。高山市公共施設等総合管理計画（中期前半計画 令和7年度～令和11年度）における方針に基づき、令和11年度までに4橋の集約・撤去を実施し、集約・撤去後の法定点検5年間において約470万円の点検費用のコスト縮減を目指す。

(別表) 橋りょう維持管理個別施設計画一覧表